

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第18号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年12月3日 14時00分ごろ	
発生場所	兵庫県姫路市西島 姫路市院下島灯台から真方位077° 2,700m付近 (概位 北緯34° 39.4' 東経134° 27.8')	
事故等調査の経過	平成23年1月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第二津乃峰丸、321トン	
船舶番号、船舶所有者等	130801、有限会社福井海運建設	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	左舷船尾船底部に亀裂等及び推進器翼に欠損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約0.6m、船尾約3.0mの喫水で西島において錨泊して石材の積み込み作業中、北西からの強風により走錨し、平成22年12月3日14時00分ごろ、浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5、最大瞬間風速 約25m/s 海象：潮汐 下げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、西島において錨泊して石材の積み込み作業中、北西からの風に圧流されたことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西島において石材の積み込み作業中、北西からの風に圧流されたため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	